漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	
別表第四（第二十三条関係）	
大臣許可漁業	制限又は禁止
（略）	（略）
かつお・まぐろ漁業	一～七　（略） （削る。） 八　（略） （削る。） 九～二十一　（略） （削る。） （削る。） （削る。） （削る。） （削る。）

改正前	
別表第四（第二十三条関係）	
大臣許可漁業	制限又は禁止
（略）	（略）
かつお・まぐろ漁業	一～七　（略） 八　南緯二十度以南の中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるめかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。 九　（略） 十　東部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。 十一～二十三　（略） 二十四　大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。 二十五　大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるふうらいかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。 二十六　大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるにしまかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。 二十七　大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるにしくろかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。 二十八　北緯五度の線以北の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるよしきりざめの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。 二十九　北緯五度の線以南の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるびんながの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。